

第 23 回 総会議事録

1 開催の日時 令和 7 年 4 月 28 日 (月) 午後 2 時 00 分～午後 3 時 00 分

2 開催の場所 松江市役所第 4 別館 3 階 教育委員会室

3 議事日程

議事録署名委員の指名について

議 第 1 4 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議 第 1 4 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議 第 1 4 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議 第 1 4 4 号 非農地確認について

議 第 1 4 5 号 農用地利用集積等促進計画について

報告第 3 7 号 会長専決処分の報告

報告第 3 8 号 事務局長専決処分の報告

4 出席委員 (16 名) 欠席委員 (3 名)

1 番 小村 伸吾 (出)	2 番 吉岡 雅裕 (出)	3 番 角田 正紀 (出)
4 番 足立 裕子 (出)	5 番 伊藤 和明 (出)	6 番 吉岡 幸雄 (欠)
7 番 清原 昭 (出)	8 番 磯部 美津子 (出)	9 番 古藤 俊光 (出)
10 番 渡部 文明 (出)	11 番 宮廻 彰夫 (欠)	12 番 永江 りえ (出)
13 番 勝田 達雄 (出)	14 番 矢野 秀行 (出)	15 番 松本 喜次 (出)
16 番 石原 一男 (出)	17 番 岸本 定朝 (出)	18 番 森口 順子 (出)
19 番 三島 進 (欠)		

5 事務局職員出席者

農業委員会

事務局長	毛利 佐織	農地係主任	佐藤 努
農地係長	松浦 孝	農地係主任主事	井上 雄太
農地係主任	青山 浩之	農地係主事	船橋 空知

6 会議内容

事務局	本日の総会は、三島会長が欠席のため「農業委員会等に関する法律」第5条第5項に基づき、岸本副会長が会長の職務代理者として総会の進行をしていただきます。よろしくお願ひいたします。
副会長 (議長)	それでは、ただ今から第23回松江市農業委員会総会を開会します。最初に、出席委員数を確認します。
	本日の欠席届は、6番委員、11番委員、19番委員、又、遅刻届が、12番委員から提出されています。現に在任する委員の数、19名のうち、16人の出席となっております。過半数を超えていますので、本総会が成立していることを報告します。
	次に、本日の議事録署名委員を指名します。9番委員、10番委員にお願いします。続いて、書記を任命します。事務局の井上主任主事と船橋主事にお願いします。それでは、議事にはいります。
	議第141号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	失礼いたします。議第141号、今月の農地法第3条の許可申請について、ご説明いたします。お手元の議案の2ページ以降と併せて、農地法第3条説明資料をご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は所有権移転が11件20筆、賃貸借権設定が1件1筆です。
	はじめに、1番の案件についてご説明します。申請は大野町の畑2筆を贈与するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、譲受人からの要望のため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、以前より耕作を手伝っている農地を取得するため。受人の世帯は、管理機、草刈り機、薬剤散布機、高枝切機等の農業用機械を所有されております。取得後は花卉、花木を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。
	次に、2番の案件についてご説明いたします。申請は意宇町の畑2筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、譲受人からの要望のため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、経営規模拡大のため。受人の世帯は、トラクター、耕運機、草刈り機等の農業用機械を所有しておられます。取得後はキャベツ等の野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。
	次に、3番の案件についてご説明いたします。受人は2番の案件と同じ方で2番の案件の隣接の土地になります。申請は意宇町の畑2筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、譲受人からの要望のため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、経営規模拡大のため。受人の世帯は、トラクター、耕運機、草刈り機等の農業用機械を所有しておられます。取得後はキャベツ等の野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。
	次に、4番の案件についてご説明いたします。申請は東忌部町の畑2筆を贈与するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、遠方に居住しており耕作が困難なため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、隣接住宅とともに譲り受け、農地耕作管理するため。受人の世帯は、管理機、草刈り機等の農業用機械を購入予定としておられます。取得後は野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。
	次に、5番の案件についてご説明いたします。申請は島根町加賀の畑1筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、譲受人からの要望のため。譲

受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自宅から近く耕作に便利なため。受人の世帯は、草刈り機等の農業用機械を所有されております。取得後は野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に、6番の案件についてご説明いたします。申請は島根町野波の田3筆、畑1筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、農業に携わる時間がないため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、近隣に住宅取得済み、自宅から近く耕作に便利なため。受人の世帯は、耕運機、草刈り機等の農業用機械を所有されております。取得後は芋類を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に、7番の案件についてご説明いたします。申請は島根町野波の畑1筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、農業に携わる時間がないため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自宅隣地のため耕作に便利なため。受人の世帯は、草刈り機等の農業用機械を所有されております。取得後はネギを栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に、8番の案件についてご説明いたします。申請は島根町野波の畑2筆を贈与するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、相続により取得したが遠方のため管理できないため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、代々管理をしてきた土地、相続の義務化により分かった所有者から譲渡の要望があったため。受人の世帯は、草刈り機等の農業用機械を所有されております。取得後は野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に、9番の案件についてご説明いたします。申請は東出雲町錦浜の畑2筆を贈与するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、受人からの要望のため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、経営規模拡大のため。受人の世帯は、管理機、草刈り機等の農業用機械を所有されており、トラクターはリースをされます。取得後は野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に、10番の案件についてご説明いたします。申請は八雲町熊野の田1筆を売買するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、場所が離れているため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、経営規模拡大のため。受人の世帯は、耕運機、草刈り機等の農業用機械を所有されております。取得後は野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

次に、11番の案件についてご説明いたします。申請は宍道町西来待の畑1筆を贈与するものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、遠方に居住しており耕作が困難なため。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自宅の隣地のため耕作に便利なため。受人の世帯は、耕運機、管理機、草刈り機等の農業用機械を所有されております。取得後は野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。以上11件、所有権移転となります。

次に、賃貸借権の設定について説明します。12番の案件についてご説明いたします。申請は東津田町の畑1筆680㎡の内455㎡に賃貸借権の設定するものです。賃貸人はご覧のとおりです。賃貸理由は賃借人からの要望のため。賃借人はご覧のとおりです。賃借理由は自宅から近く耕作に便利なため。借人の世帯は、管理機、草刈り機等の農業機械を購入予定です。取得後は野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

事 務 局	局	以上、すべての案件は、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件には該当しないものとみとめられます。ご審議の程よろしく申し上げます。
議 9 番 委 員 長	長	それでは、現地調査班からの報告をお願いします。
議 1 4 番 委 員 長	長	事務局から説明があった通り、いずれの案件も許可相当であると判断いたしました。ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見ご質問はありませんか。
事 務 局	局	7番について、売買と説明されたが資料には対価●円と記載してある。これは贈与の間違いではないか。
事 務 局	局	贈与の間違いでしたので訂正をお願いいたします。
議	長	ほかにございませんか。 (なしの声)
議	長	ないようでございますので、採決をいたします。議第141号は原案のとおり許可することに異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	ご異議なしということですので、議第141号は原案のとおり許可することに決めます。
事 務 局	局	次に、議第142号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	局	失礼します。議第142号、今月の農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。議案の7ページと併せて、農地法第4条の説明資料の1ページをご覧ください。
議	長	4条1番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は古志町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和C区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、駐車場です。転用面積は62㎡、所要面積も同様の62㎡です。事業計画は、申請地を、駐車場とするものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。
議	長	以上、上程しました案件は、農地法第4条第6項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。
議 9 番 委 員 長	長	それでは、現地調査班からの報告をお願いします。
議 9 番 委 員 長	長	事務局から説明があった通り、許可相当であると判断いたしました。ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見ご質問はありませんか。
議	長	(なしの声)
議	長	ないようでございますので、採決いたします。議第142号は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第142号は、原案のとおり許可することに異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	ご異議なしということですので、議第142号は、原案のとおり許可することに決めます。
議	長	次に、議第143号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

失礼します。議第 143 号、今月の農地法第 5 条の規定による許可申請について説明いたします。議案の 9 ページと併せて、農地法第 5 条の説明資料の 3 ページをご覧ください。

はじめに、5 条 1 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は古志町の 2 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和 C 区域です。農地区分は、10ha 以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第 2 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、駐車場です。転用面積は 171 m²、所要面積も同様の 171 m²です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を、駐車場とするものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5 条 2 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は下東川津町の 1 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、おおむね 10ha 以上の連担した農地の区域内にあることから第 1 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、駐車場です。許可該当条項は、農地法施行規則第 35 条第 5 号で、既存の施設の 2 分の 1 を超えない面積の拡張に該当します。転用面積は 9.07 m²、所要面積は隣接する雑種地とあわせて 37.50 m²です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地と隣接する雑種地をあわせて駐車場とするものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5 条 3 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は西持田町の 1 筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和 A 区域です。農地区分は、街区の面積に占める宅地の面積が 40%を超えていることから第 3 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、令和 7 年 3 月 11 日付けで農振除外内済みです。転用目的は、個人住宅です。転用面積は 203 m²、所要面積も同様の 203 m²です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を整備し、個人住宅 1 棟と建設するものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5 条 4 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は宍道町宍道の 5 筆です。都市計画区域区分は都市計画区域内の用途地域です。農地区分は、用途地域内の農地であることから第 3 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は長屋住宅です。転用面積は 2,156 m²、所要面積も同様の 2,156 m²です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を整備し、長屋住宅 2 棟を建設するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5 条 5 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は宍道町宍道の 1 筆です。都市計画区域区分は都市計画区域内の用途地域です。農地区分は、用途地域内の農地であることから第 3 種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は個人住宅です。転用面積は 1,799 m²の内 520 m²、所要面積も同様の 520 m²です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を整備し、個人住宅 1 棟を建設するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5 条 6 番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は八束町遅江の 1 筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分

は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、令和7年3月11日付けで農振除外内示済みです。転用目的は、個人住宅です。転用面積は1,024㎡の内414.48㎡、所要面積も同様の414.48㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を整備し、個人住宅1棟と建設するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条7番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は八束町江島の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、令和6年12月2日付けで農振除外済みです。転用目的は、駐車場及び進入路です。転用面積は231㎡、所要面積も同様の231㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画は、申請地を整備し、駐車場及び進入路とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条8番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は手角町の3筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、過去に土地改良があることから第1種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、コンビニエンスストアです。許可該当条項は、農地法施行規則第35条第4号イで、一般国道の沿道で、周辺に自動車の運転者が休憩するための施設が少ない場合に、駐車場及びトイレを備え、休憩するための座席等を有する空間を備えている施設に該当します。転用面積は2,879㎡、所要面積は隣接する宅地とあわせて3,722.64㎡です。権利の種類は賃借権の設定です。事業計画は、申請地と隣接する宅地をあわせて整備し、コンビニエンスストア1棟を建設するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条9番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は乃白町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、工事現場事務所、駐車場です。転用面積は661㎡、所要面積も同様の661㎡です。権利の種類は賃借権の設定で、一時転用期間は令和8年3月31日までです。事業計画は、●●●●工事に伴い工事現場事務所及び駐車場として使用するものです。現地は、賃借人である●●●●株式会社が●●●●事業のため令和7年4月30日までの一時転用許可を受けて使用しております。なお、当初の許可条件である農地復元義務について、引き継ぐことを約束いただいています。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条10番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は八雲町熊野の2筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、農用地区域内農地です。土地利用計画との調整ですが、農用地区域内です。転用目的は現場事務所、資材置場です。許可該当条項は、農地法施行令第11条第1項第1号で、農用地区域内で行う一時転用に該当します。転用面積は2,683㎡の内909.53㎡、所要面積も同様の909.53㎡です。権利の種類は賃借権の設定で、一時転用期間は令和8年2月28日までです。事業計画は、●●●●工事に伴い現場事務所及び資材置場として使用するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に、5条11番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は宍道町東来待の5筆です。都市計画区域区分は都市計画区域内の用途地域で

事務局 局 す。農地区分は、用途地域内の農地であることから第3種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、コンビニエンスストアです。転用面積は1,771.87㎡、所要面積は隣接する雑種地及び公衆用道路とあわせて2,499.87㎡です。権利の種類は賃借権の設定です。事業計画は、申請地と隣接する雑種地及び公衆用道路をあわせて整備し、コンビニエンスストア1棟を建設するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

最後に、5条12番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は西谷町の2筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、おおむね10ha以上の連担した農地の区域内にあることから第1種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、個人住宅です。許可該当条項は、農地法施行規則第33条第4号で集落接続に該当します。転用面積は498㎡、所要面積も同様の498㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。事業計画は、申請地を整備し、個人住宅1棟を建設するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。

以上、上程しました案件は、いずれも農地法第5条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

議長 それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

議9番委員 事務局から説明があった通り、いずれの案件も許可相当であると判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見ご質問はありませんか。

13番委員 事務局 5条の1番で、駐車場となる場所に倉庫があるが、倉庫はどうするのか。

議長 現在、倉庫は既に解体済みです。

ほかにございませんか。

(なしの声)

議長 ないようでございますので、採決いたします。はじめに、議第143号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が不要である、2番、8番、12番以外について採決いたします。議第143号のうち、2番、8番、12番以外について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしということですので、議第143号のうち、2番、8番、12番以外は原案のとおり許可することに決めます。

次に、議第143号のうち、島根県農業会議からの意見聴取が必要となる、2番、8番、12番について採決いたします。議第143号のうち、2番、8番、12番について、原案のとおり許可相当であると確認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしということですので、議第143号のうち、2番、8番、12番は原案のとおり許可相当であると確認することに決めます。

次に、議第144号「非農地確認について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議第144号、非農地確認についてご説明します。お手元の議案15ページと併せて「非農地確認についての説明資料」をご覧ください。今月上程いたします非農地証明願いは1件6筆です。

1番について説明します。土地の所在は、島根町野波、都市計画区域外、農振農用地区域外の畑6筆です。申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明しま

事務局 局 す。申請地1筆目は、県道松江鹿島美保関線と県道多古鼻線の交点から北に約750メートル進んだ地点の東側約50メートルに位置している土地になります。2筆目は県道松江鹿島美保関と市道小波多古線の交点から北に350メートル進んだ地点の西側約20メートルに位置している土地になります。3筆目は北東側約200メートルに位置している土地になります。4筆目は東北東側240メートルに位置している土地になります。5、6筆目は県道松江鹿島美保関線と県道多古鼻線の交点から北に750メートル進んだ地点の西側約100メートルに位置している土地になります。いずれの土地も昭和50年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周辺の山林と一体化しており、農地への復旧は困難な状況であります。

以上、ご報告しましたとおり、本案件は当該の土地を農地に復元するための物理的な条件整備が困難なケースであり、農地法第2条第1項に規定する「耕作の目的に供される土地」ではないと考えます。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議長 ないようでございますので、採決いたします。議第144号は、原案のとおり確認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしということですので、議第144号は、原案のとおり確認することに決めます。

次に、議第145号「農用地利用集積等促進計画について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 お手元の議案17～25ページをご覧ください。先月までと異なる部分としまして、名称を「農用地利用集積計画」から「農用地利用集積等促進計画」に変え、該当の農地が地域計画の目標地区に位置付けられているかどうかという項目を追加しております。

転1番は秋鹿地区、新規案件です。転2番～20番は古江地区、転2番、7番、11番、12番、15番～20番は新規案件、3番～6番、8番～10番、13番、14番は更新案件です。転21番～24番は生馬地区、転21番、22番は新規案件、23番～24番は更新案件です。転25番は法吉地区、新規案件です。転26番は川津地区、更新案件です。転27番～38番は朝酌地区、転27番、28番、30番～32番、33番のうち1筆、34番～37番は更新案件、転29番、33番のうち1筆、38番は新規案件です。転39番のうち3筆と40番は竹矢地区、更新案件です。転39番のうち1筆は大庭地区、更新案件です。転41番～45番は美保関地区、転41番は更新案件、42番～45番は新規案件です。転39番のうち3筆と46番～51番は東出雲地区、転39番のうち3筆と46番、49番～51番は更新案件、転47番～48番は新規案件です。今回の利用権設定における転貸契約の地目別面積は、田135,456㎡、畑11,704㎡、計147,160㎡です。

以上、ご審議をお願いします。

議長 説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

9番委員 地域計画で貸手が位置付けられていない場合の表現の仕方について、今の借手が位置付けられる予定なのか、別の人が位置付けられているのか、表現がよくわからない。

事務局 地域計画は10年後の計画ということで設定していて、10年後には別の人がする目標となっているが、それまでの間、当面は今の借手が続ける場合にはこのような表現の

事 議	務 局		仕方をしています。
5	番 委 員		ほかにございませんか。 更新なのに、地域計画の区域外や位置付けられていないという表現なのはなぜなのか。
事 議	務 局		明確に将来の借手が決まっていないということです。 ほかにありませんか。
議	長		(なしの声)
議	長		ないようでございますので、採決いたします。議第 145 号は、原案のとおり確認することにご異議ありませんか。
議	長		(異議なしの声)
事 議	務 局		ご異議なしということですので、議第 145 号は、原案のとおり承認することに決します。 次に、報告に入ります。報告第 37 号「会長専決処分の報告」及び報告第 38 号「事務局長専決処分の報告」を一括でお願いします。
事 議	務 局		(報告)
事 議	務 局		報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。 以上で議事を終了しましたので、第 23 回松江市農業委員会総会を閉会いたします。